

国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについての一部改正

国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについて（昭和39年1月20日保発第2号）の一部を次のように改正する。

第1項中「国民健康保険診療報酬の審査」を「国民健康保険診療報酬等の審査」に改め、「関する診療報酬支払勘定」の下に「、健康保険診療報酬支払勘定」を加える。

第3項中「障害者自立支援事業関係業務特別会計」を「障害者総合支援法関係業務等特別会計」に改める。

第7項中「及び第5」を「から第14」に改める。

第8項中「別表の」を「別に定める」に改め、「節の例に」の下に「よることとし、収支予算書及び収支計算書の勘定科目及び正味財産増減計算書の勘定科目は別に定める例に」を加える。

第9項中「後期高齢者医療事業関係特別会計の予算に関する説明書の様式歳入歳出予算事項明細書中前年度の欄は、平成二十年度に限り起算を省略することができること。」を「別紙第6から第14については、平成25年度決算分から用いること。」に改める。

別紙第5の次の別紙を加える。

【別紙第6】

都道府県国民健康保険団体連合会

平成XX年度 収支予算書 (総合計・〇〇会計)
(平成××年4月1日から平成××年3月31日まで)

(単位:円)

科 目 (例)	予算額	前年度予算額	増 減	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入				
② 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
③ 会費収入				
国保連合会負担金収入				
④ 事業収入				
〇〇手数料収入				
〇〇事務費収入				
⑤ 診療報酬受入金				
診療報酬受入金				
⑥ 補助金等収入				
〇〇(国庫)補助金収入				
県補助金収入				
⑦ 負担金収入				
負担金収入				
⑧ 受取寄付金収入				
受取寄付金収入				
⑨ 雑収入				
賃借料収入				
受取利息収入				
雑収入				
⑩ 他会計からの繰入金収入				
他会計からの繰入金収入				
事業活動収入計				
2 事業活動支出				
① 事業費支出				
報酬支出				
給料手当支出				
臨時雇賃金支出				
退職給付費用支出				
福利厚生費支出				
会議・研修費支出				
旅費交通費支出				
通信運搬費支出				
消耗什器備品費支出				
消耗品費支出				
修繕費支出				
印刷製本費支出				
光熱水料費支出				
新聞図書費支出				
広告宣伝費支出				
賃借料支出				
保険料支出				
諸謝金支出				
租税公課支出				
負担金支出				
交付金支出				
助成金支出				
委託費支出				
支払手数料支出				
雑費支出				
② 管理費支出				
報酬支出				
給料手当支出				
退職給付費用支出				
福利厚生費支出				
会議・研修費支出				
旅費交通費支出				
通信運搬費支出				
消耗什器備品費支出				
消耗品費支出				
修繕費支出				
印刷製本費支出				
光熱水料費支出				
新聞図書費支出				
広告宣伝費支出				
賃借料支出				
保険料支出				
諸謝金支出				
委託費支出				
租税公課支出				
負担金支出				
支払手数料支出				
支払利息支出				
雑支出				
③ 診療報酬支出金				
診療報酬支出金				

④ 他会計への繰入金支出	他会計への繰入金支出				
	事業活動支出計				
	事業活動収支差額				
II 投資活動収支の部					
1 投資活動収入					
① 基本財産取崩収入	基本財産取崩収入				
② 特定資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 財政調整基金積立資産取崩収入 減価償却引当資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入 ○○基金積立資産取崩収入				
③ 固定資産売却収入	建物売却収入 建物附属設備売却収入 構築物売却収入 車両運搬具売却収入 什器備品売却収入 土地売却収入 ソフトウェア売却収入 その他固定資産売却収入				
④ 投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入				
	投資活動収入計				
2 投資活動支出					
① 基本財産取得支出	基本財産取得支出				
② 特定資産取得支出	退職給付引当資産取得支出 財政調整基金積立資産取得支出 減価償却引当資産取得支出 ○○積立資産取得支出 ○○基金取得支出				
③ 固定資産取得支出	建物取得支出 建物附属設備取得支出 構築物取得支出 車両運搬具取得支出 什器備品取得支出 土地取得支出 ソフトウェア取得支出 その他固定資産取得支出				
④ 投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出				
	投資活動支出計				
	投資活動収支差額				
III 財務活動収支の部					
1 財務活動収入					
① 借入金収入	短期借入金収入 長期借入金収入				
② 貸付金償還収入	短期貸付金償還収入				
	財務活動収入計				
2 財務活動支出					
① 借入金返済支出	短期借入金返済支出 長期借入金返済支出				
① 貸付金支出	短期貸付金支出				
	財務活動支出計				
	財務活動収支差額				
IV 予備費支出					
	当期収支差額				
	前期繰越収支差額				
	次期繰越収支差額				

【別紙第7】

都道府県国民健康保険団体連合会

平成XX年度 収支補正予算書（総合計・〇〇会計）
（平成××年4月1日から平成××年3月31日まで）

（単位：円）

科 目 (例)	当初予算額	補正額	補正後予算額	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入				
② 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
③ 会費収入				
国保連合会負担金収入				
④ 事業収入				
〇〇手数料収入				
〇〇事務費収入				
⑤ 診療報酬受入金				
診療報酬受入金				
⑥ 補助金等収入				
〇〇(国庫)補助金収入				
県補助金収入				
⑦ 負担金収入				
負担金収入				
⑧ 受取寄付金収入				
受取寄付金収入				
⑨ 雑収入				
賃借料収入				
受取利息収入				
雑収入				
⑩ 他会計からの繰入金収入				
他会計からの繰入金収入				
事業活動収入計				
2 事業活動支出				
① 事業費支出				
報酬支出				
給料手当支出				
臨時雇賃金支出				
退職給付費用支出				
福利厚生費支出				
会議・研修費支出				
旅費交通費支出				
通信運搬費支出				
消耗什器備品費支出				
消耗品費支出				
修繕費支出				
印刷製本費支出				
光熱水料費支出				
新聞図書費支出				
広告宣伝費支出				
賃借料支出				
保険料支出				
諸謝金支出				
租税公課支出				
負担金支出				
交付金支出				
助成金支出				
委託費支出				
支払手数料支出				
雑費支出				
② 管理費支出				
報酬支出				
給料手当支出				
退職給付費用支出				
福利厚生費支出				
会議・研修費支出				
旅費交通費支出				
通信運搬費支出				
消耗什器備品費支出				
消耗品費支出				
修繕費支出				
印刷製本費支出				
光熱水料費支出				
新聞図書費支出				
広告宣伝費支出				
賃借料支出				
保険料支出				
諸謝金支出				
委託費支出				
租税公課支出				
負担金支出				
支払手数料支出				
支払利息支出				
雑支出				
③ 診療報酬支出金				
診療報酬支出金				

④ 他会計への繰入金支出	他会計への繰入金支出				
	事業活動支出計				
	事業活動収支差額				
II 投資活動収支の部					
1 投資活動収入					
① 基本財産取崩収入	基本財産取崩収入				
② 特定資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 財政調整基金積立資産取崩収入 減価償却引当資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入 ○○基金取崩収入				
③ 固定資産売却収入	建物売却収入 建物附属設備売却収入 構築物売却収入 車両運搬具売却収入 什器備品売却収入 土地売却収入 ソフトウェア売却収入 その他固定資産売却収入				
④ 投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入				
	投資活動収入計				
2 投資活動支出					
① 基本財産取得支出	基本財産取得支出				
② 特定資産取得支出	退職給付引当資産取得支出 財政調整基金積立資産取得支出 減価償却引当資産取得支出 ○○積立資産取得支出 ○○基金積立資産取得支出				
③ 固定資産取得支出	建物取得支出 建物附属設備取得支出 構築物取得支出 車両運搬具取得支出 什器備品取得支出 土地取得支出 ソフトウェア取得支出 その他固定資産取得支出				
④ 投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出				
	投資活動支出計				
	投資活動収支差額				
III 財務活動収支の部					
1 財務活動収入					
① 借入金収入	短期借入金収入 長期借入金収入				
② 貸付金償還収入	短期貸付金償還収入				
	財務活動収入計				
2 財務活動支出					
① 借入金返済支出	短期借入金返済支出 長期借入金返済支出				
① 貸付金支出	短期貸付金支出				
	財務活動支出計				
	財務活動収支差額				
IV 予備費支出					
	当期収支差額				
	前期繰越収支差額				
	次期繰越収支差額				

【別紙第8】

都道府県国民健康保険団体連合会

平成XX年度 収支計算書 (総合計・〇〇会計)
(平成××年4月1日から平成××年3月31日まで)

(単位:円)

科 目 (例)	予算額	決算額	差額	備考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入				
② 特定資産運用収入				
特定資産利息収入				
③ 会費収入				
国保連合会負担金収入				
④ 事業収入				
〇〇手数料収入				
〇〇事務費収入				
⑤ 診療報酬受入金				
診療報酬受入金				
⑥ 補助金等収入				
〇〇(国庫)補助金収入				
県補助金収入				
⑦ 負担金収入				
負担金収入				
⑧ 受取寄付金収入				
受取寄付金収入				
⑨ 雑収入				
賃借料収入				
受取利息収入				
雑収入				
⑩ 他会計からの繰入金収入				
他会計からの繰入金収入				
事業活動収入計				
2 事業活動支出				
① 事業費支出				
報酬支出				
給料手当支出				
臨時雇賃金支出				
退職給付費用支出				
福利厚生費支出				
会議・研修費支出				
旅費交通費支出				
通信運搬費支出				
消耗什器備品費支出				
消耗品費支出				
修繕費支出				
印刷製本費支出				
光熱水料費支出				
新聞図書費支出				
広告宣伝費支出				
賃借料支出				
保険料支出				
諸謝金支出				
租税公課支出				
負担金支出				
交付金支出				
助成金支出				
委託費支出				
支払手数料支出				
雑費支出				
② 管理費支出				
報酬支出				
給料手当支出				
退職給付費用支出				
福利厚生費支出				
会議・研修費支出				
旅費交通費支出				
通信運搬費支出				
消耗什器備品費支出				
消耗品費支出				
修繕費支出				
印刷製本費支出				
光熱水料費支出				
新聞図書費支出				
広告宣伝費支出				
賃借料支出				
保険料支出				
諸謝金支出				
委託費支出				
租税公課支出				
負担金支出				
支払手数料支出				
支払利息支出				
雑支出				
③ 診療報酬支出金				
診療報酬支出金				

④ 他会計への繰入金支出	他会計への繰入金支出				
事業活動支出計					
事業活動収支差額					
II 投資活動収支の部					
1 投資活動収入					
① 基本財産取崩収入	基本財産取崩収入				
② 特定資産取崩収入	退職給付引当資産取崩収入 財政調整基金積立資産取崩収入 減価償却引当資産取崩収入 ○○積立資産取崩収入 ○○基金取崩収入				
③ 固定資産売却収入	建物売却収入 建物附属設備売却収入 構築物売却収入 車両運搬具売却収入 什器備品売却収入 土地売却収入 ソフトウェア売却収入 その他固定資産売却収入				
④ 投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入				
投資活動収入計					
2 投資活動支出					
① 基本財産取得支出	基本財産取得支出				
② 特定資産取得支出	退職給付引当資産取得支出 財政調整基金積立資産取得支出 減価償却引当資産取得支出 ○○積立資産取得支出 ○○基金積立資産取得支出				
③ 固定資産取得支出	建物取得支出 建物附属設備取得支出 構築物取得支出 車両運搬具取得支出 什器備品取得支出 土地取得支出 ソフトウェア取得支出 その他固定資産取得支出				
④ 投資有価証券取得支出	投資有価証券取得支出				
投資活動支出計					
投資活動収支差額					
III 財務活動収支の部					
1 財務活動収入					
① 借入金収入	短期借入金収入 長期借入金収入				
② 貸付金償還収入	短期貸付金償還収入				
財務活動収入計					
2 財務活動支出					
① 借入金返済支出	短期借入金返済支出 長期借入金返済支出				
① 貸付金支出	短期貸付金支出				
財務活動支出計					
財務活動収支差額					
IV 予備費支出					
当期収支差額					
前期繰越収支差額					
次期繰越収支差額					

【別紙第9】

都道府県国民健康保険団体連合会

平成XX年度 収支予算書に対する注記

イ 借入金限度額

ロ 債務負担額

都道府県国民健康保険団体連合会

平成XX年度 収支計算書に対する注記

1 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収金、未払金、……及び……を含めている。
なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2 時期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	XXX	XXX
未収金	XXX	XXX
-----	XXX	XXX
合 計	XXX	XXX
未払金	XXX	XXX
-----	XXX	XXX
合 計	XXX	XXX
次期繰越収支差額	XXX	XXX

【別紙第10】

都道府県国民健康保険団体連合会

平成XX年度 正味財産増減計算書 (総合計・〇〇会計)

(平成××年4月1日から平成××年3月31日まで)

(単位:円)

科 目 (例)		当年度	前年度	増 減
I	一般正味財産増減の部			
1	経常増減の部			
(1)	経常収益			
①	基本財産運用益			
	基本財産受取利息			
②	特定資産運用益			
	特定資産受取利息			
③	受取会費			
	国保連合会負担金収入			
④	事業収益			
	〇〇手数料収益			
	〇〇事務費収益			
⑤	受取診療報酬等			
	受取診療報酬等			
⑥	受取補助金等			
	受取〇〇(国庫)補助金			
	受取県補助金			
	受取補助金等振替額			
⑦	受取負担金			
	受取負担金			
	受取負担金振替額			
⑧	受取寄付金			
	受取寄付金			
⑨	雑収益			
	受取賃借料			
	受取利息			
	雑収益			
⑩	他会計からの繰入金			
	他会計からの繰入金			
	他勘定からの繰入金			
	経常収益計			
(2)	経常費用			
①	事業費			
	報酬			
	給料手当			
	臨時雇賃金			
	退職給付費用			
	福利厚生費			
	会議・研修費			
	旅費交通費			
	通信運搬費			
	減価償却費			
	消耗什器備品費			
	消耗品費			
	修繕費			
	印刷製本費			
	光熱水料費			
	新聞図書費			
	広告宣伝費			
	賃借料			
	保険料			
	諸謝金			
	租税公課			
	支払負担金			
	委託費			
	支払手数料			
	有価証券運用損			
	雑費			
②	管理費			
	報酬			
	給料手当			
	退職給付費用			
	福利厚生費			
	会議・研修費			
	旅費交通費			
	通信運搬費			
	減価償却費			
	消耗什器備品費			
	消耗品費			

	修繕費			
	印刷製本費			
	光熱水料費			
	新聞図書費			
	広告宣伝費			
	賃借料			
	保険料			
	諸謝金			
	委託費			
	租税公課			
	支払負担金			
	支払手数料			
	支払利息			
	雑費			
③ 支払診療報酬等	支払診療報酬等			
④ 他会計への操出金	他会計への操出金			
	他勘定への操出金			
	経常費用計			
評価損益等調整前当期経常増減額				
基本財産評価損益等				
特定資産評価損益等				
投資有価証券評価損益等				
評価損益等計				
当期経常増減額				
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
① 固定資産売却益	建物売却益			
	車両運搬具売却益			
	什器備品売却益			
	土地売却益			
② 固定資産受贈益	土地受贈益			
	投資有価証券受贈益			
	経常外収益計			
(2) 経常外費用				
① 固定資産売却損	建物売却損			
	車両運搬具売却損			
	什器備品売却損			
	土地売却損			
② 固定資産減損損失	土地減損損失			
	投資有価証券減損損失			
③ 災害損失	災害損失			
	過年度損益修正損			
	経常外費用計			
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額				
一般正味財産期首残高				
一般正味財産期末残高				
II 指定正味財産増減の部				
① 受取補助金等	受取国庫補助金			
	受取県補助金			
② 固定資産受贈益	土地受贈益			
	投資有価証券受贈益			
③ 一般正味財産への振替額	一般正味財産への振替額			
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
III 正味財産期末残高				

【別紙第11】

都道府県国民健康保険団体連合会

平成XX年度 貸借対照表 (総合計・〇〇会計)

(平成××年3月31日現在)

(単位: 円)

科 目 (例)		当年度	前年度	増減
I 資産の部				
1 流動資産				
	現金預金			
	未収金			
	未収診療報酬等			
	有価証券			
	貯蔵品			
	短期貸付金			
	流動資産合計			
2 固定資産				
(1) 基本財産				
	基本財産合計			
(2) 特定資産				
	退職給付引当資産			
	財政調整基金積立資産			
	減価償却引当資産			
	〇〇積立資産			
	〇〇基金積立資産			
	リース資産			
	特定資産合計			
(3) その他固定資産				
	建物			
	建物附属設備			
	構築物			
	車両運搬具			
	什器備品			
	土地			
	建設仮勘定			
	リース資産			
	敷金			
	商標権			
	投資有価証券			
	ソフトウェア			
	長期貸付金			
	その他固定資産合計			
	固定資産合計			
	資産合計			
II 負債の部				
1 流動負債				
	未払金			
	未払診療報酬等			
	前受金			
	預り金			
	リース債務			
	短期借入金			
	1年内返済予定長期借入金			
	賞与引当金			
	流動負債合計			
2 固定負債				
	長期借入金			
	退職給付引当金			
	長期リース債務			
	固定負債合計			
	負債合計			
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
	国庫補助金			
	指定正味財産合計			
	(うち基本財産への充当額)	()	()	()
	(うち特定資産への充当額)	()	()	()
2 一般正味財産				
	一般正味財産			
	(うち基本財産への充当額)	()	()	()
	(うち特定資産への充当額)	()	()	()
	正味財産合計			
	負債及び正味財産合計			

【別紙第12】

都道府県国民健康保険団体連合会

平成XX年度 財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

.....

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

.....

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

.....

(3) 固定資産の減価償却の方法

.....

(4) 引当金の計上基準

.....

(5) 消費税等の会計処理

.....

3. 会計方針の変更

.....

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目 (例)	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
.....				
小 計				
特定資産				
退職給付引当資産				
財政調整基金積立資産				
減価償却引当資産				
〇〇積立資産				
〇〇基金積立資産				
.....				
小 計				
合 計				

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目 (例)	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味財産からの 充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産		()	()	—
.....		()	()	—
小 計		()	()	—
特定資産				
退職給付引当資産		—	—	()
財政調整基金積立資産		()	()	—
減価償却引当資産		()	()	—
〇〇積立資産		()	()	—
〇〇基金積立資産		()	()	—
.....		()	()	()
小 計		()	()	()
合 計		()	()	()

6. 担保に供している資産

.....

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の所得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目 (例)	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物 建物附属設備 構築物 什器備品 商標権 ソフトウェア			
合 計			

8. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目 (例)	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の 当期末残高
未収金			
合 計			

9. 保証債務等の偶発債務

.....

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目 (例)	帳簿価額	時価	評価損益
.....			
合 計			

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表 上の 記載区分
.....						
合 計						

12. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

内 容	金額
.....	
.....	
合 計	

13. 関連当事者との取引の内容

.....

14. 重要な後発事象

.....

15. その他の資産、負債及び純財産の状態並びに純財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

.....

【別紙第13】

都道府県国民健康保険団体連合会

平成XX年度 附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

(単位:円)

科目	資産の種類(例)	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産				
				
	基本財産計				
特定資産	退職給付引当資産				
	財政調整基金積立資産				
	減価償却引当資産				
	〇〇積立資産				
				
				
	特定資産計				

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
.....					
.....					
.....					

【別紙第14】

都道府県国民健康保険団体連合会

平成XX年度 財産目録

(平成××年3月31日現在)

(単位:円)

貸借対照表表科目(例)		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	×××
	預金	×××
流動資産合計				
(固定資産)	基本財産	土地	×××
		建物	×××
投資有価証券		×××	
特定資産	〇〇積立資産	×××
	建物	×××
その他固定資産	×××
固定資産合計				
資産合計				
(流動負債)	未払金	×××
	短期借入金	×××
流動負債合計				
(固定負債)	退職給付引当金	×××
	〇〇銀行〇〇支店	×××
流動負債合計				×××
負債合計				×××
正味財産				×××

別表を削除する。

国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについて（案）

（下線部変更）

【改正後】	【改正前】
<p>国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の歳入、歳出予算及び決算の取扱いについて、これを左記のとおり改めたので、会計事務の執行に遺憾のないよう指導されたい。</p> <p>なお、昭和三十五年二月十日保発第十一号「国民健康保険団体連合会の予算及び決算の様式について」はこれを廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一 連合会が行う<u>国民健康保険診療報酬等の審査及び支払</u>に関する収入及び支出について特別会計を設けることとし、これを一般会計と区分すること。</p> <p>なお、診療報酬審査支払特別会計は、業務勘定、国民健康保険診療報酬支払勘定、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定、<u>健康保険診療報酬支払勘定</u>及び出産育児一時金等に関する支払勘定に区分すること。</p> <p>二 連合会が行う介護給付費の請求に関する審査及び支払に関する収入及び支出について特別会計を設けることとし、その他の会計を区分すること。</p> <p>なお、介護保険事業関係業務特別会計は、業務勘定、介護給付費等支払勘定及び公費負担医療に関する報酬等支払勘定に区分すること。</p> <p>三 連合会が行う障害介護給付費の支払に関する収入及び支出について特別会計を設けることとし、その他の会計を区分すること。</p> <p>なお、<u>障害者総合支援法関係業務等特別会計</u>は、業務勘定、障害介護給付費支払勘定および障害児給付費支払勘定に区分すること。</p> <p>四 連合会が行う特定健康診査・特定保健指導に関する費用の支払に関する収入及び支出について特別会計を設けることとし、その他の会計を区分すること。</p> <p>なお、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計は、業務勘定、特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定及び後期高齢者健康診査等費用支払勘定に区分すること。</p> <p>五 連合会が行う後期高齢者医療診療報酬の審査及び支払に関する収入及び支出について特別会計を設けることとし、その他の会計と区分すること。</p> <p>なお、後期高齢者医療事業関係業務特別会計は、業務勘定、後期高齢者医療診療報酬支払勘定及び公費負担医療に関する診療報酬支払勘定に区分すること。</p>	<p>国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の歳入、歳出予算及び決算の取扱いについて、これを左記のとおり改めたので、会計事務の執行に遺憾のないよう指導されたい。</p> <p>なお、昭和三十五年二月十日保発第十一号「国民健康保険団体連合会の予算及び決算の様式について」はこれを廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>一 連合会が行う<u>国民健康保険診療報酬の審査及び支払</u>に関する収入及び支出について特別会計を設けることとし、これを一般会計と区分すること。</p> <p>なお、診療報酬審査支払特別会計は、業務勘定、国民健康保険診療報酬支払勘定、公費負担医療に関する診療報酬支払勘定及び出産育児一時金等に関する支払勘定に区分すること。</p> <p>二 連合会が行う介護給付費の請求に関する審査及び支払に関する収入及び支出について特別会計を設けることとし、その他の会計を区分すること。</p> <p>なお、介護保険事業関係業務特別会計は、業務勘定、介護給付費等支払勘定及び公費負担医療に関する報酬等支払勘定に区分すること。</p> <p>三 連合会が行う障害介護給付費の支払に関する収入及び支出について特別会計を設けることとし、その他の会計を区分すること。</p> <p>なお、<u>障害者自立支援事業関係業務特別会計</u>は、業務勘定、障害介護給付費支払勘定および障害児給付費支払勘定に区分すること。</p> <p>四 連合会が行う特定健康診査・特定保健指導に関する費用の支払に関する収入及び支出について特別会計を設けることとし、その他の会計を区分すること。</p> <p>なお、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計は、業務勘定、特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定及び後期高齢者健康診査等費用支払勘定に区分すること。</p> <p>五 連合会が行う後期高齢者医療診療報酬の審査及び支払に関する収入及び支出について特別会計を設けることとし、その他の会計と区分すること。</p> <p>なお、後期高齢者医療事業関係業務特別会計は、業務勘定、後期高齢者医療診療報酬支払勘定及び公費負担医療に関する診療報酬支払勘定に区分すること。</p>

（参考）

六 連合会が行う保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業に関する収入及び支出について特別会計を設けることとし、これを一般会計と区分すること。

七 連合会の予算及び決算の様式については、それぞれ別紙第1、第2及び第3のとおり定めるものであること。

なお、連合会理事長は、予算及び決算を総会に提出するときは、予算及び決算に関する説明書をあわせて提出することとし、その様式は、それぞれ別紙第4から第14のとおり定めるものであること。

八 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別に定める例によることとし、歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則第十五条第二項の別記に定める節の例によることとし、収支予算書及び収支計算書の勘定科目及び正味財産増減計算書の勘定科目は別に定める例によること。

九 予算及び決算の様式並びに歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び節の区分は、昭和39年度から用いること。

なお、別紙第6から第14については、平成25年度決算分から用いること。

別紙第1～第5 (略)

別紙第6 収支予算書

別紙第7 収支補正予算書

別紙第8 収支計算書

別紙第9 収支予算書(計算書)に対する注記

別紙第10 正味財産増減計算書

別紙第11 貸借対照表

別紙第12 財務諸表に対する注記

別紙第13 附属明細書

別紙第14 財産目録

(削除)

六 連合会が行う保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業に関する収入及び支出について特別会計を設けることとし、これを一般会計と区分すること。

七 連合会の予算及び決算の様式については、それぞれ別紙第1、第2及び第3のとおり定めるものであること。

なお、連合会理事長は、予算及び決算を総会に提出するときは、予算及び決算に関する説明書をあわせて提出することとし、その様式は、それぞれ別紙第4及び第5のとおり定めるものであること。

八 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入予算に係る節の区分は、別表の例によることとし、歳出予算に係る節の区分は、地方自治法施行規則第十五条第二項の別記に定める節の例によること。

九 予算及び決算の様式並びに歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び節の区分は、昭和39年度から用いること。

なお、後期高齢者医療事業関係特別会計の予算に関する説明書の様式歳入歳出予算事項明細書中前年度の欄は、平成二十年度に限り起算を省略することができること。

別紙第1～5 (略)

別表 歳入歳出予算の款項の区分並びに目及び歳入の節の区分